

奈良市子どもセンター一時保護所 令和4年度第三者評価を受けての令和5年度取組みについて
(評価基準「S～C」でB評価(やや適切さにかける。「A」に向けた取組みの余地がある状態。)になったものへの対応)

[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

虐待につながりかねない状況で気を付けることを職員間で話し合った。また、新任・転任者には研修を行った。権利侵害が発生した場合の子どもの意見表明の手段としては一時保護所版権利ノートや意見箱等の活用、アドボケイトによる意見聴取の機会を保障している。今後も研修計画に入れ込むことなどの体制を整えた。

[No. 18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

日々の支援の中から生じる職員の意見や検討課題を、管理職をはじめ各職員がリアルタイムに把握し解消するために、週1回の職員会議を実施する中で必要に応じて協議する体制を整え、管理職が助言を行っている。また、年間研修計画の中に管理者研修も取り入れた。来年度以降もこれらの体制を継続していく。

[No. 22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

年度当初に事業計画のひとつとして年間研修計画を策定し、各職員に研修を受講させ、専門性向上に取り組んだ。また、新任・転任者へは職員を配置してOJTを行った。職員が集まりやすいときに1時間以内の短時間研修を行うように工夫した。来年度以降も継続する体制を整えた。

[No. 23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

引継では内容を精査して引継を行うとともに、必要に応じて職員会議を開催して情報共有を行う体制を整えた。また、対応に配慮が必要な子どもが入所する場合は、事前にケース概要を職員間で共有し、アセスメントを行い、ケース検討会議を実施することとした。

[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

令和5年度以降、年度当初に目標設定、事業計画の策定を行い、年度末には目標の達成状況、事業計画の実施状況について各職員が評価を行うこととした。事業計画の1つである年間行事の実施においては児童の特性や入所児童数等に応じて柔軟に内容を変更するなどし、子どもを中心とした内容となる支援を行う体制を整えた。

[No. 48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

事前情報により、一時保護所での受入困難が予想される場合は、児童相談所とも協議し一時保護委託も検討することとしている。一時保護所で受け入れる場合には、児童相談所とも連携して情報共有を行い、支援方針を検討したうえで子ども支援にあたり、必要に応じて支援方針の見直しを行うような体制を整えた。

○その他の取組

- ・現状の運用に固執しない支援となるよう他自治体と対面やオンラインによる意見交換を実施し、他自治体との継続可能なネットワークを構築した。
- ・子どもが衣服を定期的を選び交換できる環境を整備した。それに加え、私服の持ち込みも可能とする取り組みを開始する。また、国から一時保護所の設備・運営基準案が示されたので、事前に勉強会や意見交換を行い、基準に則った円滑な運営ができるように準備を進めている。